

「第9期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)」について のパブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

- 1 募集期間 令和5年11月28日(火)～ 令和5年12月27日(水)
 2 意見の件数 33件
 3 意見提出者数 5人
 4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	0人	1人	4人	0人

5 内容別の意見件数

	項 目	件 数
1	第1章「本計画の概要」に関する意見	3件
2	第2章「茅ヶ崎市における高齢者の状況」 <input type="checkbox"/> 2 主なアンケートの状況に関する意見	1件
3	第4章に関する意見	1件
4	第5章「基本方針2」に関する意見	1件
5	第5章「基本方針3」に関する意見	2件
6	第5章「基本方針4」に関する意見	6件
7	第6章に関する意見	3件
8	第7章に関する意見	1件
9	パブリックコメント手続に関する意見	4件
10	全般に関する意見	11件
合計		33件

茅ヶ崎市福祉部高齢福祉課いきいき推進担当
 0467-81-7162 (直通)
 e-mail: kourei@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方) (案)

■第1章「本計画の概要」に関する意見(3件)

(意見1)

・P3 3第9期計画の位置づけ(1) 法的な位置づけで本計画は老人福祉法(第20条の8)・・・介護保険法第117条とあるだけで、その法の掲載もなく説明もように思える。もっと十二分に説明してください

(意見2)

・タイトル(標題)では高齢者福祉計画・・・とあるが法的位置づけは老人福祉法となっている。高齢者と老人とはどう理解したら良いのか。老人福祉法の老人の定義や年齢区分(60歳以上?65歳以上)どうなっているのか。その整合性は

(意見3)

・また老人でなく高齢者と言う(書く)意味は

(市の考え方)

第9期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(以下、本計画という。)は「第1章 本計画の概要」に記載のとおり、老人福祉法(第20条の8)に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法(第117条)に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体として策定するものです。本計画素案3ページに記載のある老人福祉法及び介護保険法は策定の根拠として法令名を示したものです。「老人」という表記は、昭和38年に公布された老人福祉法で用いられましたが、時代と共に変化し、今では「高齢者の居住の安定確保に関する法律」のように、「高齢者」という表記が使われています。

本計画素案の目次の下段に、「高齢者」の考えを示していますが、高齢者白書(内閣府)では、高齢者を65歳以上として用いており、本書でも「高齢者」を65歳以上を指す語として用いています。

■第2章「茅ヶ崎市における高齢者の状況」2 主なアンケートの状況に関する意見(1件)

(意見4)

P17 主なアンケートの状況とありますが、どの様に実施したのですか。アンケートにはもっと十二分に実施(PRも含むその内容も)して欲しかった

(市の考え方)

アンケート調査は、本計画を策定にするにあたり、高齢者とその家族に、健康や生活の状況及び介護保険サービスの利用意向や要望などについての的確に把握するために、令和4年11月9日から令和4年12月2日までの間、8,000人を対象に実施しました。アンケートは4つの構成から成り、1つ目のアンケートは、要介護認定・要支援認定者を除く、令和4年10月時点で満65歳以上の市民の方2,250人を対象とする「一般高齢者個別調査」、2つ目のアンケートは、令和4年10月時点で要介護・要支援の認定を受け、在宅で生活している方2,875人を対象とする「要介護・要支援認

定者個別調査（在宅）」、3つ目のアンケートは、令和4年10月時点で要介護・要支援の認定を受け、施設サービス等を利用している方500人を対象とする「要介護・要支援認定者個別調査（在宅）」、4つ目のアンケートは、令和4年10月時点で満65歳以上の要介護認定を受けていない方（要支援認定者を除く）2,375人を対象とする「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」となります。対象者8,000人については、全体の母集団から無作為で抽出しており、無作為抽出による調査は全体の一部を調べることにより、母集団全体の情報が把握できるとされています。対象者には市よりアンケート調査書類一式を郵送し、有効回答率は約70%でした。

なお、アンケートの結果については、市ホームページに掲載しています。

■第4章に関する意見（1件）

（意見5）

・素案には、「高齢者一人ひとりの日々充実した暮らしの実現を目的として、以下の項目等を計画に位置づけます」とあります。それは、「①介護サービス基盤の計画的な整備、②地域包括ケアシステムの推進や介護人材の確保、③認知症本人と家族を支える取り組みの推進」の3項目がポイントとなっていました。

このようにポイントをあげてもらうことは、大変歓迎することです。ほかのパブコメにそのようになることを望んでいます。

さらに、注文すると、各項目に「現状とどんなことを計画的に整備するか等」を短文で紹介してください。そうすると、パブコメの全体像がイメージできます。

（市の考え方）

御意見いただきました3項目のポイントについて簡潔に紹介すると以下のとおりです。

①介護サービス基盤の計画的な整備

後期高齢者人口の増加に伴い、市内の要介護認定者数は増加していくことが見込まれます。これまでの介護保険事業計画においても、市内に必要な介護サービス基盤の整備を進めてきました。第8期計画期間中には介護医療院が開設する等一定程度の整備は進んでいますが、今後も団塊の世代が全て後期高齢者となる2025（令和7）年及び現役世代が減少する中で高齢化率が上昇を続ける2040（令和22）年を見据えた整備が必要な状況です。本計画においても、将来のサービス需要を適切に見込むことで、住み慣れた地域で安心して生活するための地域密着型サービスを主体とした介護サービス基盤の整備を進めてまいります。

②地域包括ケアシステムの推進

第5期計画から段階的に目指してきた地域包括ケアシステムの構築につきましては、これまでも医療、介護、予防、住まい、生活支援などサービスを一体的に提供する体制の整備に継続的に取り組んでまいりました。

第9期計画では、第8期計画を踏襲しながら、さらなる高齢化の進行と現役世代の減少が顕著にある社会情勢を見据え、「誰かが担う」のではなく「誰もが担う」地域づくりの視点に立ち、地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでまいります。相談支援体制の充実とヤングケアラーを含む家族介護者支援の推進を図ります。

介護人材の確保

将来的な介護人材の不足が見込まれます。地域包括ケアシステムを支える介護人材を

確保するため担い手の育成を含めた研修、国や県との連携により、人材の定着・確保、介護職に対するイメージの改善、職場環境の改善等への支援を実施します。

③認知症本人と家族を支える取組の推進

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように、認知症高齢者、認知症の家族を支えるための体制づくりに関する取組については、これまでも継続的に取り組んでまいりました。2025年には高齢者の5人に1人が認知症になると推計されており、更なる認知症の支援体制、相談機能の強化が求められています。認知症になっても、その方の尊厳を維持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、共生社会の実現を目指します。

■第5章「基本方針2」に関する意見（1件）

（意見6）

・この素案で「介護予防・日常生活支援総合事業サービス」を知りました。しかも、以前から実施しており、とても重要な事業だと思いました。

市民の立場からは、介護予防のための各種事業のさらなる充実を希望します。当たり前のことを言いますと、介護事業の厄介にならないで、元気な高齢者であることをだれもが望みます。それにしては「介護予防・日常生活支援総合事業サービス」の認知度は高くなく、実施事業も十分でないように思われます。

第9期の計画では、この事業も重要な柱として認識できるようにし、この事業が市民にもっと分かってもらうように、すべきでしょう。どんなものですか。

介護がなくても日常生活が送れる高齢者のための事業の“みえるか”を望みます。介護予防の事業ではありませんが、私は週1回体操を継続しています。こうした、市からみると自主的な体操等の取り組みはかなりあります。市はこうした動き、介護予防の観点からも注目していいと思いますが、いかがですか。

（市の考え方）

高齢者がいつまでも元気でいきいきと生活を送るため、健康づくりに対する意識を高め、介護予防に積極的に取り組む機運を醸成することは大変重要であると認識しています。本市では、一層の周知啓発に努め、日常生活の中で健康づくりや疾病・介護予防に取り組む活動に重点を置き、介護予防ボランティア活動支援事業や地区組織活動支援事業等を通じて高齢者の健康寿命の延伸に取り組んでまいります。

■第5章「基本方針3」に関する意見（2件）

（意見7）

・私は、66才の車の免許を持たない、車を所有しない歩行者です。

いつも歩きですので、いつもヒヤヒヤしながら、横を猛スピードで通って行く車に恐怖を抱いております。

特に、美住町交差点から、たまや方面への二車線がおそろしいです。道が狭いうえにスピードがアップしているような気がしております。

特に高齢者社会に対する意見とは言えませんが、歩行者が安全に歩いて生活できる町になればなあと思います。

あぶない道は、スピード制限等の対策はできないものなのでしょうか？

(市の考え方)

御要望いただきましたスピード制限につきましては、茅ヶ崎警察署の管轄となることから、茅ヶ崎警察へ情報提供させていただきます。

引き続き、関係部署、関係機関と連携して、安全対策に取り組んでまいります。

(意見 8)

・市長の選挙公約に養護老人ホームの再整備とあるが計画に反映されていないのはなぜか（特別養護老人ホームの間違い？）

(市の考え方)

高齢福祉課では、2市1町（茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町）で設立した社会福祉法人湘南広域社会福祉協会が運営する養護老人ホームに係る施設運営費等を必要に応じて負担し、また、施設の老朽化に伴う再整備事業を支援しています。このことについて、本計画素案62ページの「養護老人ホーム湘風園への運営及び再整備の支援業務」という事業取組として記載しています。

■第5章「基本方針4」に関する意見（6件）

(意見 9)

・生活支援サービス事業を受けている人が、そのサービス（生活支援）に苦情を言っている人もある。もっと気楽に相談できる場所があってもよいのでは

(市の考え方)

生活支援サービスは、高齢者を介護している方の負担軽減のために支援を行うものです。サービスに関するご相談は、高齢福祉課だけではなく、市内13か所の地域包括支援センターでもお聴きし、必要な支援が提供できるよう努めてまいります。

(意見 10)

・安く利用出来る給食サービスを考えてください

(市の考え方)

市で実施している給食サービスはございませんが、市内13地区の地域包括支援センターが個別のニーズに応じて宅配弁当等の情報提供を行っていますのでご利用ください。

(意見 11)

・P36④高齢者の権利擁護・認知症高齢者（そして）は成年後見制度深く関係していると思う。このことを含みもっと高齢者へ分かりやすい情報の提供と権利擁護に力を入れて欲しい。後見制度も多様だと聞く。権利擁護は国際的にも重点に置かれそして独（ドイツ）は進んでいるとも聞く。でも日本も良いところもあると聞く。独の良き後見人制度（近年制度改をしたと聞く）とり入日本の良さも残し後見制度を作っていて欲しい

(市の考え方)

令和5年度より成年後見制度の利用を中核的に促進する機関（中核機関）として「茅ヶ崎市成年後見支援センター」を立ち上げ、関係機関との連携により、成年後見制度利用をはじめとする相談支援を行っています。中核機関の職員が、認知症初期集中支援チーム員会議や地域ケア会議に参加するなど、引き続き関係機関・団体のネットワークを構築するとともに、市民への周知・啓発を図ってまいります。

(意見12)

・P63(6) 高齢者に分かりやすい情報の提供（情報提供）とあります。これだけ多様多種です。日本語、英語を含めもっと分かりやすく説明したうえで十二分の情報提供（PR、啓発）をお願いしたい

(市の考え方)

高齢者に特化した取組ではありませんが、外国語での市政情報の提供という観点では、市ホームページの内容を多言語翻訳機能により、英語・中国語・韓国語・欧州5ヶ国語（フランス語・ドイツ語・イタリア語・スペイン語・ポルトガル語）に機械翻訳することが可能となっています。高齢者に対しての制度やサービスは多岐にわたり複雑化していることから、今後につきましても、必要な情報を様々な媒体を用いて分かりやすい情報発信を行ってまいります。また、通知や案内を作成する際は、文字の大きさや内容などを工夫し、高齢者への丁寧な説明に努めてまいります。

(意見13)

・在宅生活にあればよいと思うサービス42.9%が「ゴミ出し」と回答している。市はゴミの有料化はしたが、戸別収集を実施していない。戸別収集について、担当課だけでなく、福祉や土木部門等を含め全庁で議論して実施してほしい

(市の考え方)

本市では、高齢者等を対象に「安心まごころ収集制度（戸別収集）」を実施しており、令和4年度からのごみ有料化の実施に併せまして、福祉部門と連携しながら、これまで「要介護2以上」としていた要件を「要支援1以上」へと緩和したところです。今後につきましても、市民ニーズに寄り添った当該制度のあり方について調査研究してまいります。

一方で、全市域的な戸別収集については、「茅ヶ崎市実施計画2025」の中に『戸別収集導入検討に関する事業』を位置付け、アンケート調査の実施など、改めての検討を進めています。今後につきましては、地域の実状、市民ニーズや審議会での議論を踏まえたうえで、本市における戸別収集のあり方をとりまとめてまいります。

(意見14)

・かかりつけ医は重要と認識しているが、医療機関の空白地域がある。医療機関の誘致に努めてほしい

(市の考え方)

厚生労働省では、3年毎に全国の無医地区等の実態及び医療確保状況の実態を調査し、

へき地保健医療体制の確立を図るための基礎資料を得ることを目的として、無医地区等調査を実施しています。平成16年度から令和4年度の調査において、国の定めた基準によると、神奈川県内には無医地区はないという結果でした。

神奈川県では、県民が安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整備するため、令和5年度から産科・小児医療施設を開設する事業者に対し、施設・設備整備費用を補助する制度を創設し、産科・小児医療施設の誘致を行っています。本市といたしましては、今後も国や県の施策の方向性を注視してまいります。

■第6章に関する意見（3件）

（意見15）

・P91の第6章にある介護保険料の将来見通しについて、この重大な項に調整中が多々ある。もう少し「暫定中」「調整中」についての検討内容（問題点も含め）を説明してパブコメを実施して欲しい

（意見16）

・介護給付の見込み量や介護保険料の算定方法が調整中の段階で意見を募集する意図は何ですか

（意見17）

・この冊子の74ページから「介護給付見込み」等が調整中となっています。計画作成担当課長は「パブコメに影響ない」と判断したと想定します。この調整中は、あつてはならないことです。市のパブコメ軽視が透けて見えます。

（市の考え方）

「調整中」の項目については、現在、推計を進めているところです。保険料の算定にあたっては、1月に公表される令和6年度の介護保険制度の改正に係る報酬改定等の詳細や、可能な限り直近の実績を推計に反映させなければ計画期間中の保険料を保険給付の実態に沿ったものにすることはできません。計画策定のスケジュールにおいて、パブリックコメントを先延ばしにすることができないことから、推計値を「仮値」のような取扱で掲載することも検討いたしました。保険料の算定時に現に使用する給付量と差が生じることが予想できるため、「調整中」と記載することとしました。保険料につきましては、市民の皆さまにとって必要以上の負担増とならないよう、最後まで調整に努めてまいります。

なお、介護保険料につきましては、市民参加条例第10条第3項第2号において、金銭徴収に関する事項について、これらの事項をパブリックコメントの対象とした場合に負担軽減を求める意見に偏りやすく、賛否を問うものではないパブリックコメント手続の趣旨に合致しないという理由から、パブリックコメント手続の対象から除外されています。

■第7章に関する意見（1件）

（意見18）

・「本計画の進行管理」の中に「進捗状況の管理の過程においては、PDCA サイクルに基づく検証を行い、実効性のある進捗管理を行います」とあります。この表現を虚しく感じます。

第8期計画では、次のように取り組んできたとあります。

同計画では、医療、介護、予防、住まい、生活支援等のサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んできましたとあります。しかし、同計画に、どんな実績や成果があったか、どんな問題点があったかが分かりません。まずそれを明確にすることです。これを次期計画にどのように繋げていくかです。

それがあってこそ「PDCA サイクル」と言えます。

当たり前のことですが、前の期の問題点等をしっかりまとめ、次の計画にいかす考え方を持ってください。

（市の考え方）

第8期計画の振り返りについては、本計画の第3章に記載していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画期間中（令和3年度から令和5年度まで）に、具体的な事務事業を定める実施計画がない期間が生じたことから、市の方針により個別の事業を掲載していません。そのため、具体的な数値を用いた評価手法に変えて、第8期計画で設定した6つの基本方針ごとに振り返りを行い、各基本方針の課題及び今後の取組について検討を行うことで、第8期計画期間における高齢者福祉、介護保険事業の取組を総括的に検証いたしました。本計画においては、市の実施計画に基づき令和6年度以降に実施する個別事業を掲載していることから、検証の際には実績や成果を踏まえてPDCAサイクルに沿って次の計画に生かしてまいります。

■パブリックコメントに関する意見（4件）

（意見19）

・市広報ちがさきに「パブコメ募集」にありますが、市民は見逃す恐れはないでしょうか？

（市の考え方）

広報紙作成にあたっては、多くの市政情報をより分かりやすく掲載するよう努めていますが、紙面に限りがある中で、その号に掲載する記事の内容に応じて、掲載する欄や量を総合的に整理することで、より多くの市民の皆さまに認知いただけるよう工夫しています。今後につきましても、ご意見等も踏まえつつ、それぞれの内容や媒体に応じたわかりやすい情報発信に努めてまいります。

（意見20）

・また、パブコメ（パブリックコメント）募集でその意味等含め市民は十二分に理解できているのでしょうか？

（市の考え方）

パブリックコメント手続の実施にあたっては、計画等の概要を案件のポイントとして

お示しすることや資料において可能な限り用語解説や注釈を設けるなど、市民の皆さまに計画等の内容を理解いただけるよう努めています。今後につきましても、計画等の内容や改正点等をわかりやすくお示しできるよう努めてまいります。

(意見 2 1)
 ・また、内容から見ても、市民に説明会を実施したうえで実施してほしいです

(意見 2 2)
 ・毎回応募者が少ないと思います。パブコメの意味からしたらもっと市民に応募者がふえるよう十分に PR してください

(市の考え方)

パブリックコメント手続の実施にあたっては、市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、メール配信サービス、Twitter、LINE、市役所内デジタルサイネージの活用に加え、広報掲示板及び公共施設への掲示、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

本パブリックコメント手続の実施にあたっては、説明会は実施しておりませんが、パブリックコメント手続の実施に先立ち、65歳以上の高齢者を対象としたアンケート調査や、公募市民等が委員として参加している「茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会」を実施し、市民等の皆さまのご意見を幅広く伺いながら素案を作成してまいりました。今後とも計画策定等の際には、パブリックコメントをはじめとした市民参加の方法を適切かつ効果的に実施してまいります。

■全般に関する意見（11件）

(意見 2 3)
 ・パブリックコメント、・エイジフレンドリーシティ・、・・・サービス、・トピック、・デジタル、・ICT、・プラン、・イメージ、・ジェンダー等々ももっと十二分に説明してほしい。それは、need(ニーズ)も含めてもっと十二分に

(意見 2 4)
 ・それは、今、ジェンダー・パートナーシップ・・・等々そのものが議論されていないでしょうか

(市の考え方)

本計画素案102ページに⁵用語解説を掲載していますが、「ICT」、「デジタル」の用語解説を追加掲載します。

修正後	修正前
<p>⁵ 用語解説</p> <p>あ行</p> <p>ICT</p>	<p>⁵ 用語解説</p> <p>あ行</p>

<p>「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、<u>通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称のこと。</u></p> <p>略</p> <p>た行</p> <p>略</p> <p>デジタル</p> <p><u>機械で情報を扱う際の表現方法の一つで、情報をすべて整数のような離散的な値の集合として表現し、段階的な物理量に対応付けて記憶・伝送する方式のこと。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>略</p> <p>た行</p> <p>略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
---	--

「ジェンダー」、「パートナーシップ」の観点については、市としても重要性を認識しており、茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画の策定や茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓制度の導入に取り組んでいますが、高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会において議論はありませんでした。

(意見25)

・今、同時期（R5.12.6～R6.1.10）パブコメ（意見募集）行われている「（仮称）茅ヶ崎市学校施設再整備基本計画（素案）」は、用語の定義をはじめ条約や計画、意味（※）で明確に記されていたと思う。当パブコメで前記しましたので少しでも（大いに）参考になると思い記（R5.12.20）福祉計画なら上記以上丁寧と思う

(市の考え方)

御意見にありますとおり、（仮称）茅ヶ崎市学校施設再整備基本計画（素案）では、冒頭に「用語の定義」を掲載し、また、説明が必要な専門的な用語においては、該当ページの下段に説明を掲載しています。本計画素案においては、102ページから107ページにかけて、「用語解説」をあいいうえお順で掲載しています。今後につきましても、計画策定の際には丁寧な用語の解説等を心掛けてまいります。

(意見26)

・2023年11月23日「ALOHA TALK」市議会での意見交換で「高齢者福祉」で相談(市)に行ったら「他人ごと」のような相談内容であったと市民からの発言もありました。市の「高齢者のガイド」本もたとえば老人ホーム入所についても分かりづらいです。費用(経費)はどうなっているのか、収入が少ない人はどうすればよいのか、はじめもっともっと丁寧な案内が必要ではないでしょうか。パブコメ以前の話をしてもパブコメに関係あると思うので記しました

(市の考え方)

高齢福祉課では、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らしていただくために、高齢者の方々に向けた行政情報を集約した「高齢者のガイド」を、株式会社ゼンリンと隔年で協働発行しています。現在令和5年版(2023-2024版)を市役所や各公共施設にて配架しています。

老人ホーム等の入所施設の情報については、「施設・住まい」のページにて高齢者向け住宅や介護施設の情報をまとめて掲載しています。施設ごとの特徴や説明を概要で掲載していますが、費用や料金、入居条件等については施設により様々であるため、個々の詳細情報を掲載することは難しく、ご自分に合った施設類型をフローチャートで確認していただく形になっています。施設の詳細な情報につきましては、直接各施設に問合せいただくこととなりますが、連絡先が不明な場合は高齢福祉課および介護保険課にてご案内しています。

(意見27)

・高齢者が神奈中バスに安心して乗れる料金設定をお願いします

(市の考え方)

高齢者に対する民間事業者のバス料金の割引制度は、各事業者が任意で設定しておりますが、例えば、神奈川中央交通は、69歳以上の高齢者を対象とした「かなちゃん手形」というサービスを実施しています。

高齢者が公共交通を利用して安心して外出できる環境整備につきましては、今後、交通事業者と協力しながら検討してまいります。

(意見28)

・スマートフォンを安く利用出来る方法を考えてください

(意見29)

・スマートフォンを安く貸してもらえるサービスはありませんか

(市の考え方)

市では、スマートフォンの提供や貸し出しを行ってはおりませんが、誰も取り残さないデジタル社会の実現に向け、令和5年度は国の事業を活用した「スマートフォン講習会」を市役所本庁舎及び各公民館にて実施いたしました。引き続き、全ての市民等が安全に、そして安心してデジタル化の恩恵を受けることができるよう取り組んでまいります。

(意見30)

・茅ヶ崎市の音楽会を安く利用（閲覧）出来る方法を考えてください（プロの音楽家の演奏等を楽しむ為に）

(意見31)

・資格試験を安く取得出来る制度ありませんか（学芸員、料理人、アートセラピスト、ミュージックセラピスト等々）

(意見32)

・学び直しを安く出来ませんか（大学等で）

(市の考え方)

市では、市役所本庁舎 1階の市民ふれあいプラザにて、気軽に演奏会を楽しんでいただく機会を提供するために、不定期でミニコンサートを開催しています。

また、市民が生涯にわたって学べる環境が充実するよう、様々な生涯学習に関する施策を展開しています。例えば、市職員が講師となって、市政についての講座、茅ヶ崎を知るための講座、生活に役立つ講座等について学ぶことができる「市民まなび講座」を実施しています。

(意見33)

・リサイクルショップ（高齢者対象）を利用したいのですが（生活用具・電化製品等を買いたいです）

(市の考え方)

市では民間事業者によるリユース事業の進展に伴い、平成30年3月をもって一定の役割を終えたものとして、環境事業センターのリサイクル品展示室は終了しました。なお、環境フェア等の催事に出店しているリサイクル品の出張展示は、引き続き実施しますのでご利用ください。また、高齢者を対象とした民間のリサイクルショップについて把握しておりません。